

明日の吉井川を語る会 規約

(名称)

第1条 本会は、「明日の吉井川を語る会」（以下「語る会」という。）と称する。

(目的)

- 第2条 語る会は、国土交通省中国地方整備局長（以下「局長」という。）が作成した「吉井川水系河川整備計画【国管理区間】」（以下「整備計画」という。）に基づき実施している各種施策の進捗等に関して意見を述べ、また、整備計画の変更が行われる場合においては、河川法第16条の2第3項の規定を準用し、河川法第16条の2第7項の規定に基づき、意見を述べるものとする。
- 2 整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、局長が設置する中国地方整備局事業評価監視委員会に代わって審議を行うものとする。

(組織等)

- 第3条 語る会の委員は、局長が委嘱する。
- 2 語る会は、別表で掲げる委員で構成する。

(座長)

- 第4条 語る会には座長を置くこととし、座長は委員の互選によってこれを定める。
- 2 座長は語る会を代表し、語る会の円滑な運営と進行を総括する。
- 3 座長は語る会の秩序維持のために必要な措置を事務局に命ずることができる。
- 4 座長に事故がある時は、語る会に属する委員のうちから座長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(語る会の招集)

- 第5条 語る会は、座長が招集する。
- 2 語る会は、委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。なお、インターネット等を利用した参加も出席とする。
- 3 語る会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 委員の代理出席は認めない。

(公開)

第6条 語る会は原則公開とし、公開方法等については語る会で公開規定として定める。

(事務局)

- 第7条 語る会の事務局は、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所に置く。
- 2 事務局は、語る会の運営に係る庶務を処理する。
- 3 事務局は、第4条第3項に基づく座長の指示により、必要な措置を講ずる。

(規約の改正)

第8条 この規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、語る会の運営に関し必要な事項については、語る会で定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成31年2月28日から施行する。

令和4年9月26日に一部を改正する。

「明日の吉井川を語る会」委員名簿

< 委員 >

氏名	職名	専門分野
阿部 宏史 (あべ ひろふみ)	環太平洋大学 副学長	都市・地域計画学 経済
宇佐美 英司 (うさみ えいじ)	岡山弁護士会	法律
岡山 一郎 (おかやま いちろう)	山陽新聞社 論説主幹	地域振興
近森 秀高 (ちかもり ひでたか)	岡山大学 学術研究院 環境生命 <u>自然科学</u> 学域 教授	流域水文学
清家 章 (せいけ あきら)	岡山大学 学術研究院 社会文化科学学域 教授	考古学
中田 和義 (なかた かずよし)	岡山大学 学術研究院 環境生命 <u>自然科学</u> 学域 教授	保全生態学 (水生動物)
西垣 誠 (にしがき まこと)	岡山大学 名誉教授	地盤環境解析学
波田 善夫 (はだ よしお)	岡山理科大学 名誉教授	環境 (植物)
藤井 義弘 (ふじい よしひろ)	元 岡山県農林水産総合センター水産研究所 所長	漁業
前野 詩朗 (まえの しろう)	岡山大学 学術研究院 環境生命 <u>自然科学</u> 学域 特任教授	河川工学 (水工学)
丸山 健司 (まるやま けんじ)	日本野鳥の会 岡山県支部長	環境 (鳥類)

(敬称略 五十音順)

< オブザーバー >

氏名	職名	専門分野
赤穂 良輔 (あこう りょうすけ)	岡山大学 学術研究院 環境生命 <u>自然科学</u> 学域 准教授	河川工学 (水工学)

(敬称略 五十音順)

明日の吉井川を語る会 公開規定

(目的)

第1条 本規定は、明日の吉井川を語る会（以下「語る会」という。）の議事内容について、流域住民等への周知を図るため、明日の吉井川を語る会規約第6条の規定に基づき、公開の方法を定めるものである。

(語る会開催の周知)

第2条 語る会の開催については、記者発表を行うとともに、国土交通省中国地方整備局及び岡山河川事務所ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）により一般に周知する。

(語る会の公開)

第3条 語る会は原則公開とする。

- 2 語る会で委員に配布される資料は、貴重な生物種の存在状況を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、原則としてすべての資料をウェブサイトで公表する。
- 3 語る会の議事内容は、委員の意見及び質問、事務局の回答及び対応から構成される要旨とし、ウェブサイトで公表する。なお、発言者の氏名は記載しないものとする。

(語る会の傍聴)

第4条 会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）は、あらかじめ事務局に申し入れ許可を得た者に限る。

- 2 語る会の撮影、録画、録音をしてはならない。ただし、あらかじめ事務局の許可を得た場合は、この限りではない。
- 3 座長は、傍聴者が会議進行を妨げ、会場の秩序を乱す行為、その他会議の妨害となるような行為を行った場合には、傍聴者に退室を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。
- 4 傍聴者は、事務局の指示に従わなければならない。

(その他)

第5条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、語る会で定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成25年10月3日から施行する。

令和4年9月26日に一部を改正する。